

厚生労働省ヒアリング事項

政府は12月に健康保険証の利用を終了しようとしているが、いまだマイナ保険証の利用率は3割程度にとどまっている。多くの人が健康保険証の利用を望んでいることをふまえ、以下についてうかがいたい。

〔1〕マイナ保険証のトラブルについて

（1）トラブル事例の把握について

全国保険医団体連合会（保団連）の調査ではカードリーダーなどの不良の他、黒丸文字が表示される、正しい資格情報が表示されない、電子証明書の有効期限切れなどのトラブルに医療機関が悩まされていることが明らかになっている。

厚労省はトラブル事例についての実態調査や、医療機関にトラブル事例の報告を求めているか。厚労省が事例を収集し改善策を検討すべきではないか。

（2）文字の黒丸表示について

政府は黒丸表示は仕様でありトラブルではないと説明し、厚生労働省は黒丸表示のまま診療報酬請求は可能と医療機関に説明してきたが、8月28日の社会保障審議会医療保険部会において、令和8年度中に氏名の黒丸表示を解消（縮小）する方針を示している。

これは黒丸文字表示も解決すべきトラブルと認めたということか。

住所データについては黒丸表示は起きていないか。

（3）医療保険資格表示の誤りについて

厚労省は、転職等による保険者の異動や世帯構成の変更などにより、正しい直近の保険資格が表示されない場合があることを認識してきた。昨年のヒアリングでは、会計検査院よりタイムラグによる表示の遅延を指摘されたことに対し、新規資格取得から10日以内に利用者登録をすることを省令に定めて各保険者に改善計画を策定し速やかに必要な取り組みを行うよう求めていると説明していた。遅延は解決したか。

（4）他人の情報がひも付けされる誤りについて

政府は解消したとしているひも付け誤りが、保団連が5月8日に発表した調査報告では依然報告されている。その実態と原因をどう把握しているか。

（5）健康保険証の併用について

正確な直近の資格情報が表示されるようになるまで、マイナ保険証利用の際に健康保険証の提示を継続し、表示の齟齬の発生を調査すべきではないか。紙に印刷しただけの「資格情報のお知らせ」では、資格情報を偽造されるおそれはないか。

〔2〕オンライン資格確認等システムにおけるプライバシー保護等について

（1）医療情報等の閲覧について

厚労省は健康保険証を廃止する必要性を、医療情報等の閲覧によるより良い医療の提供というメリットを早期に実現するため、と説明している。しかし2024年8月30日の社会保

障審議会医療保険部会資料を見ても、マイナ保険証を使いたくない理由として医療情報等の閲覧や一元管理への不安をあげている人が少なくない。

この不安が解決されないことが、利用率低迷の一因になっているのではないか。

（２）閲覧できる医療情報について

現在閲覧可能なのはレセプト記載の病名・治療内容であり、１～２か月前の、かつ診療報酬請求のための情報となっている。今年３月を全国導入目標にしていた電子処方箋の普及率は３割程度で目標が２０３０年に延期され、電子カルテも２０３０年には導入を目ざすとされている（２０２５年７月１日第７回「医療DX令和ビジョン２０３０」厚生労働省推進チーム資料）。

２０３０年までは、直近の情報が閲覧できないのではないか。

（３）医療情報等の閲覧の本人同意画面の変更について

昨年９月のヒアリングでは、閲覧はその都度本人同意をいただいていると説明された。しかしその後同意確認画面が変更され、初期画面では「全て同意する」「個別に同意する」の選択となり、「同意しない」は「個別に同意する」を経ないと選べなくなった。

これでは初見では「同意しない」ことができるかと理解できず、本人同意を得ているとの説明に反するのではないか。

（４）限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略について

閲覧画面の変更により、高額療養費の限度額を医療機関等が閲覧することに本人同意が不要になり、閲覧に同意しないことができなくなった。限度額情報は世帯の所得状況を反映しており、国会で政府は限度額情報も個人情報と認めている。

高額療養費制度の適用が不要な受診で、家計の状況をかかりつけ医に伝える必要はなく、「提供する」を選択した場合だけ閲覧可能にすべきではないか。

（５）PMH（Public Medical Hub）について

自治体のもつ情報をオンライン資格確認等システムにつなげるPMHは、来年度から全国展開を予定しているが、自治体に利用を義務付けるのか。義務づける場合、医療費助成の情報だけか、母子保健など健診情報の提供も義務づけるのか。

（６）医療情報等の連携について

国会提案中の医療法改正案では、オンライン資格確認等システムを基盤に、医療機関から電子カルテ情報（３文書６情報）の社会保険診療報酬支払基金への提供を義務付け共有することが示されている。

医療機関による閲覧には本人同意を要するとされているが、そもそも提供を義務づけることは医師の守秘義務や要配慮個人情報の保護に反しないか。

医療機関に対する不正アクセスの危険性は連携が強まればますます高まっていくと思われる、支払基金への電子カルテ情報等の提供義務化は問題ではないか。

（７）社会保険診療報酬支払基金での個人情報保護について

マイナ保険証（オンライン資格確認等システム）を運用する支払基金は、今後医療DXに係るシステムの開発・運用主体となり、医療・健康・介護などの個人情報を集中一元管理することが予定されている。

要配慮個人情報である医療情報等の個人情報保護について、どのような取扱規定を整備しているか。

〔3〕「資格確認書」について

（１）電子証明書の有効期限切れへの対応について

厚労省は2025年5月1日の社会保障審議会医療保険部会で、マイナ保険証の電子証明書の有効期限が切れても３ヶ月間は保険資格確認に利用でき、その間に更新されなければ資格確認書を職権交付すると説明している。

電子証明書やマイナカードの更新がされなかったことにより職権交付された「資格確認書」の件数を明らかにされたい。

（２）「資格確認書」「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」「資格証明書」が混在してわかりにくい。「資格確認書」に統一して全被保険者に交付すべきではないか。

（３）保険者の判断による資格確認書の一律交付について

厚生労働大臣は6月6日の衆議院厚生労働委員会で、自治体が資格確認書を被保険者全員に交付することは自治事務なので自治体の判断になると答弁した。厚労省は2024年11月22日の「資格確認書の運用等に関するQ & Aについて（その３）」で、自治体に対し一律交付は認められないと通知しているが、その変更を通知しているか。

（４）資格確認書の職権交付について

厚労省はマイナ保険証を持っていない人には資格確認書が職権交付されるので、マイナンバーカードの所持を強要するものではないと説明している。

しかし健康保険法第51条の3では、資格確認書は電子資格確認を受けることができない状況にあるときに申請により交付されること、健康保険法附則第15条で当分の間は保険者が必要があると認めるときに職権で交付できると規定されている。

2023年6月の健康保険法改正の際は資格確認書の交付対象者として、「マイナンバーカードの紛失・更新中の者」「介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者」などを例示し、デジタル大臣は交付は例外的な場合であると説明していた。

その後2023年8月8日のマイナンバー情報総点検本部の政策パッケージで、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付するとされている。

このマイナ保険証を保有しない人全てに申請によらず交付する扱いは、いつまで続くのか。

法令では資格確認書を交付するか否かは保険者の判断になりかねず、今後もマイナ保険証を持っていない人全員に資格確認書を職権交付するためには、マイナ保険証のない加入者には資格確認書の職権交付を義務付ける健康保険法等の改正が必要ではないか。

（５）一部保険者による資格確認書交付の有料化について

報道によれば、資格確認書の交付を有料化している健康保険組合がある。支払わないと医療保険資格を証することができなくなり、国民皆保険制度に反するのではないか。

(6) 保険者による短期資格確認書の交付について

健康保険証の有効期限切れの際に、マイナ保険証を使用しないという明確な意思が確認できないという理由で、短期の資格確認書を交付し早期にマイナ保険証に切り替えるよう促すことを示唆している健保組合がある。

マイナ保険証の使用意思の有無やその理由を資格確認書交付の判断要素とすることは、マイナ保険証のない人全員に交付するという政府の方針に反するのではないか

[4] マイナ保険証の利用率と健康保険証の2025年12月利用終了について

(1) マイナ保険証の利用率について

厚労省は医療機関での利用の働きかけの不足が利用率低迷の原因と考え加算など利用率向上に努めてきたが、利用率は3割台に低迷している。患者がマイナ保険証の利用を望んでいないことが低迷の原因ではないか。

(2) 健康保険証の利用延長について

厚労省は、有効期限が切れた国民健康保険証と後期高齢者医療証について2026年3月末まで利用を認めているが、その他の保険証で同様の扱いはしないのか。

(3) 健康保険証による成りすまし受診について

政府は健康保険証を使い続けられない理由の一つとして不正利用をあげている。その実態について国会(2023年5月12日参院地デジ委等)では、市町村国民健康保険で平成29年から令和4年までの過去5年間で50件あったと報告しているが、その後成りすまし受診の実態について新たなデータがあるか。

(4) 次期個人番号カードとマイナ保険証について

「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」によれば、次期個人番号カードの導入時期は2026年を視野に入れ早期の導入を目ざし引き続き検討を進めるとなっていた。

次期個人番号カードでは電子証明書の更新を10年に延長し、暗号を10年の有効期間に耐えうる強固な暗号方式に移行するとしている。新旧カードの切替にあたってはカードに新旧の暗号を搭載するのではなく、健康保険証など利用端末側のソフトウェアの対応で新旧両方の暗号を扱うことができるようにするとされていた。

切替時期の予定はいつか。切替にあたりマイナ保険証をどのように変える予定か。

(5) 健康保険証の利用継続について

マイナ保険証の利用率が低くても、健康保険証の利用を終了するか。

不便でプライバシーが不安なマイナ保険証より健康保険証を使いたいという患者のニーズに応えることが、より良い医療ではないか。

利用継続の暫定措置をとりつつ、健康保険証交付を再開する法改正をすべきではないか。